

火災共済 共済金算定における増税対応について

日頃、J-POWER グループ生協をご愛顧いただきまして、ありがとうございます。消費税の税率改定に伴い、火災共済の共済金お支払いについて下記のとおり対応いたしますので、よろしく願いいたします。

記

1. 共済金の算定

- 原則として組合員から提出された見積書等に基づき共済金を算定します。
- 見積書等に「修理完了日等が4月1日以降となった場合、見積額が税率8%となる」旨が記載されている場合や、事前に確認した結果、税率8%となる場合は、8%で算定します。

2. 追加支払時の取扱

- 消費税率を5%で支払後、組合員から新たに消費税率8%の請求がされた旨の申し出があった場合は、差額(3%分)を追加払いします。この場合の提出書類は、請求書または領収書とします。

以 上